

令和8年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲 法 ・ 刑 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、憲法、刑法の2科目で120分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、憲法2枚、刑法2枚です。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【憲 法】

次の問題を読み、問1、2のそれぞれに解答しなさい。各40点（80点満点）

中年男性Xは、都心部のIT系新興企業・A社で、管理職の一員であると同時に、企業経営上もきわめて重要な技術開発の実績のある、有能な技術者でもある。Xは、かつて理系大学で大学院生として研究に没頭していた時期に、先輩研究者が日常生活の世話役を含めて、チームプレーの先頭に立ってくれたことを、自分の成長の原因として、よく覚えている。そのためもあって、Xは、チームの若手社員Yらの意欲や能力を向上させる意味をこめて、職場外での交流にも積極的に貢献しようと努めてきた。そのためXは、以前は、勤務時間後の夜の会食やカラオケなどにも、週に何度かYらを誘っていた。

しかしXは、最近では、週の半分はオンラインで自宅からも仕事に参加できる制度が、A社の方針となったこともあって、なかなか若手社員Yらと勤務時間後に交流することも出来にくくなった。管理職と技術者の役割の両方をこなさなければならないXは、若手との会話も乏しくなり、職場でのストレスが増えるばかりであった。健康診断で運動による体調管理を強く医師に推奨されたXは、思い切って夕方の時間帯を利用して、A社からほど近い皇居外苑あたりを起点とする、皇居一周のランニングを行うことにした。

Xのランニングは、本来は個人の健康管理だけを目的とする。しかしながら、熱心に走っていたXは、ある日の夕方、職場では最近交流する機会がとぼしくなっていた若手社員Yらが、他の部局の若手らといっしょに、楽しそうにときどき会話しながら走っているのを、偶然にみかけた。そこでXは、「自分も仲間のランナーに加えてよ！」とYに話しかけた。

Yは、休憩所のような公園の側で立ち止まり、おおむね以下のようにXに返答したが、その内容は、Xにとっては予想外のものであった。

「Xさんのランナーとしての仲間入りは、お断りします。その理由は、日本国憲法の人権規定を、私人間であるわれわれ相互の関係に及ぼしますので、以下のとおりになります。

（理由その1） Yらのランニングは、スポーツとしての同好会仲間の精神的自由の実現でもあって、日本国憲法21条1項の『結社の自由』に相当するはずですが、Xさんは我々の同好会のメンバーではありません。

（理由その2） A社の従業員であるYらが、Xさんの健康管理に気を遣うあまり、Yらのランナーとしてのスピードを出しにくくなるようでは、日本国憲法13条の『幸福追求権』に含まれるはずの『自己決定権』が侵害されることになるはずですが。」

問1 上記の「理由その1」を分かりやすく解説し、妥当か否かを述べなさい。

問2 上記の「理由その2」を分かりやすく解説し、妥当か否かを述べなさい。

以 上

【刑 法】

以下の【事例】を読んで、後記【設問】について答えなさい。

【事例】

- 1 甲男（30 歳）は、ある筋から資産のある顧客名簿を入手したことから、高齢の資産家宅に押し入って多額の現金を奪うことを思い立ち、同じ年齢の悪友乙男（身長 180 c m、体重 80 k g）、丙男に呼びかけたところ、遊ぶ金に困っていた乙、丙はこれに賛同した。
- 2 甲は、名簿を基に、還付金詐欺等の注意喚起を装い、警察官を名乗ってしらみつぶしに電話を掛け、言葉巧みに資産の有無、保管場所のありか等を聞き出したところ、一人暮らしの老女 X（78 歳）が自宅の金庫内に数百万円の現金を保管していることまで特定した。
- 3 X を標的にすることにした甲は、その主導の下、次のような役割分担を決めた。①丙は、X 宅のそばに逃走用の自動車（以下、「本件車」という。）を停車して周囲を警戒しつつ X 宅への立入りのタイミングを計り、秘匿性の高いアプリ（以下、「本件アプリ」という。）を用いて、X 宅の周辺で待機中の乙に立入りを指示し、その後は見張りをする。②立入り後、乙は X にナイフ（刃体の長さ 15 センチメートルで、鋭利な形状。「以下、本件ナイフ」という。）を突きつけるなどの脅迫をしつつ、金庫を開ける暗証番号を聞き出し、それに基づいて金庫内の現金をバッグに収めてこれを奪う。③その後、乙は本件車に乗り込み、丙の運転で逃走する、というものである。また、犯行が成功した暁には、奪った現金は、甲乙が各 4 割、丙が残り 2 割の配分で分け合うこととした。なお、甲は、殺害行為まではしないよう乙に指示したが、厳禁というほどではなく、違反した場合のペナルティーも特に取り決めなかった。
- 4 実行の日、乙、丙は、X 宅周辺に赴いた。丙は、①のとおり、X 宅がよく見える場所に本件車を停車して待機しつつ、周辺に歩行者がいない状況を確認して、頃合いを見て、本件アプリを用いて乙に立入りを指示した。それを受けた乙は、X 宅に押し入った。
- 5 その直後、乙は、②のとおり、X に本件ナイフを示して、「金庫の場所と暗証番号をいえ！」と語気鋭く申し向けた。しかし、X が意外にもハサミを投げつけるなどの抵抗を示して、乙の腕を傷つけたことから、乙は咄嗟にカッとなり、「殺してやる。」と殺意を抱いて本件ナイフを X の腹部に突き刺した。抵抗力を失った X が「教えるから助けて。」と金庫の場所と暗証番号をしゃべったが、乙は、金庫を開けて保管されていた現金 600 万円をバッグに入れると、X を放置したままにして X 宅から退出し、本件車に乗り込み、丙の運転により逃走した。X 宅への立入りから逃走までの所要時間は 10 分弱に過ぎず、また X 宅周辺に人が近寄ることもなかったため、丙が乙に追加の連絡をすることはなかった。
- 6 放置された X は、乙が立ち去ってから間もなくして失血死した。
- 7 その後、甲らは奪った 600 万円を上記取り決めに従い分配したが、乙は、本件ナイフで X を刺したことは伏せたままにしていた。

【設問】 【事例】の甲、乙および丙の罪責について論じなさい。なお、論述の際には、共同正犯の成立要件とその判断基準について明示の上、検討すること。

以 上